



仮処分命令申立書

平成25年12月27日

和歌山地方裁判所 御中

債権者代理人 弁護士 太田達也



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

第1 申立ての趣旨

債務者は、債権者に対し、別紙発言目録に係る別紙発信者情報目録記載の情報を仮に開示せよ。
との裁判を求める。

第2 被保全権利

1 当事者

- (1) 債権者は、和歌山市の市議会議員である。
- (2) 債務者は、インターネットで閲覧可能な電子掲示板「和ネット」(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=1897>) (以下、「本件掲示板」という。) を設置・運営し、そのシステムを管理している者である。

本件掲示板は、誰でもこれを閲覧し又はこれに書き込みをすることが可能であり、本件掲示板に書き込まれた情報は、電子通信により送信され、本件掲示板にアクセスする不特定の者によって受信されることになる。債務者は、本件掲示板のシステムを用いて、本件掲示板に書き込みをして情報を発信する者と本件掲示板にアクセスして情報を受信する者との通信を媒介する者である。

本件掲示板に書き込まれた情報は、債務者又は書き込みをした者しか削除し得ない仕組みとなっている。

2 債権者に対する権利侵害

(1) 本件各発言の存在

本件掲示板上には、スレッド「戸田正人」(以下、「本件スレッド」という。)が存在するところ、このスレッドには、別紙発言目録記載の各発言(以下、「本件各発言」という。)が、氏名不詳者によって書き込まれ、インターネットを通じて不特定人に広く公開されている。

(2) 債権者に対する名誉棄損

ア 本件スレッドに書き込まれた各メッセージ内容は、債権者の社会的評価を低下させるものである。

イ すなわち、

①メッセージ番号7

この発言は、債権者が過去の職場において嫌われ者であったとの事実を適示して、債権者の社会的評価を低下させるものである。

②メッセージ番号9

この発言は、債権者が粗野で下品で弱い者イジメをする人物で、周囲の者から嫌われていたという事実を適示して、債権者の社会的評価を低下させるものである。

③メッセージ番号10

この発言は、債権者が、芸能人の名前を使って物品を販売したり、学歴詐称を疑ったり、弱者に対して恫喝等をしているとの事実を適示して、債権者の社会的評価を低下させるものである。

④メッセージ番号12

この発言は、事実を適示しない方法で債権者の人格を否定するもので、債権者の社会的評価を低下させるものである。

⑤メッセージ番号16

この発言は、債権者が、芸能人の名前を使って選挙票を集め、弱者を恫喝しているとの事実及び債権者が物品を押しつけ販売したり、他人に義援金活動を強要したとの事実を適示して、債権者の社会的評価を低下させるものである。

⑥メッセージ番号22

この発言は、債権者が、女性に対して肉体関係を強要したとの事実及び女性

問題があるかのような事実等を適示して、債権者の社会的評価を低下させるものである。

(3) 違法性阻却事由の損害をうかがわせる事情の不存在

上記各メッセージ内容に適示された事実に関して、それが真実であることをうかがわせる事情は全くない。

(4) 小括

以上より、上記各メッセージにより債権者の名誉が侵害されたことは明らかである。

3 開示を受けるべき正当な理由

債権者は、本件各発言の発信者に対して、不法行為に基づく損害賠償等の請求をする予定であるが、この権利を行使するためには、債務者が保有する別紙発信者情報目録記載の情報の開示を受ける必要がある。

4 まとめ

よって、債権者は、債務者に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項に基づき、本件発信者情報の開示請求権を有するものである。

第2 保全の必要性

- 1 債権者は、債務者に対して、本件各発言の削除、発信者情報（IPアドレス等）の開示を求める本案訴訟を提起すべく準備中である。そして、債務者からIPアドレスのみの開示を受けた場合、経由プロバイダに対して発信者情報（発信者の住所・氏名）の開示を求める予定である。
- 2 ところが、債務者が発信者情報としてIPアドレスしか情報を保有していないことが通常であるものと思われるが、この場合、経由プロバイダにおける発信者情報の保存期間が限られているため、債務者から早急にIPアドレスの開示を受け、その内容から特定される経由プロバイダに対して当該IPアドレス及びタイムスタンプを提示しなければ、発信者の住所・氏名を特定することができなくなってしまう。
- 3 そこで、債権者は、本申立てに及んだ次第である。

以上

疎明方法

- 甲第1号証 陳述書
甲第2号証 電子掲示板（「戸田正人」と題するスレッド）（写し）
甲第3号証 発信者情報の開示に関するご連絡（写し）
甲第4号証 侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書（写し）
甲第5号証 回答書（甲第3号証及び甲第4号証に対するもの）

附属書類

- 1 疎甲号各証写し 各1通
2 訴訟委任状 1通

(別紙)

当事者目録

〒640-8391

和歌山市加納46-17

債権者 戸田正人

〒640-8154

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所（送達場所）

電話073-433-3980 FAX073-433-3981

債権者代理人 弁護士 太田達也

〒640-8152

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

債務者 吉田益夫

(別紙)

発信者情報目録

- ① IPアドレス
- ② タイムスタンプ
- ③ 電子メールアドレス
- ④ 発信者の住所・氏名（名称）

(別紙)

発 言 目 錄

電子掲示板「和ネット掲示板」(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>) 内における
スレッドタイトル「戸田正人」

(URL : <http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=1897>)

① 『佐川急便でも超嫌われ者でしたよ。』

書込日時：2013年5月13日 17時00分

スレッド上のメッセージ番号：No. 7番

② 『佐川急便では、粗野で下品で、弱い者いじめで、みんなからきらわれてましたよ。』

書込日時：2013年6月14日 12時33分

スレッド上のメッセージ番号：No. 9

③ 『長渕剛の名前を使ってTシャツとか売ってるみたいだね。こいつの学歴は本当なのか？弱い者には恫喝並に言葉が悪いのはよく聞く。』

書込日時：2013年6月18日 0時46分

スレッド上のメッセージ番号：No. 10

④ 『戸田渕ってwwwアタマ大丈夫かこいつwwwこんなのが和歌山にいるなんて恥』

書込日時：2013年7月3日 19時06分

スレッド上のメッセージ番号：No. 12

⑤ 『こいつは長渕剛の名前と長渕剛ファンを利用して票を集めたんだよ。それでもつて弱い立場の人を恫喝して自分がお偉い様になった気分でいやがる。俺は戸田にTシャツを無理矢理買わされた。義援金も集めろと言われて無理矢理やらされたんだ。戸田の言葉使いや言い方が気にくわねえ。一体戸田は何様だ。』

書込日時：2013年8月1日 4時19分

スレッド上のメッセージ番号：No. 16

⑥ 『こいつ最近また団に乗ってるね。後援会にまで恫喝して先輩議員にいい格好したり。あげくの果てには後援会の女を自分の車に無理矢理乗せようとして肉体を迫ったり断られるとキレたり。女グセが相当悪いのも周りの間では有名な話だけど酷い

奴だ。裏でも相当何か噛んでるらしい。こんな奴がやっていいのか?』

書込日時：2013年11月29日 4時59分

スレッド上のメッセージ番号：No. 22